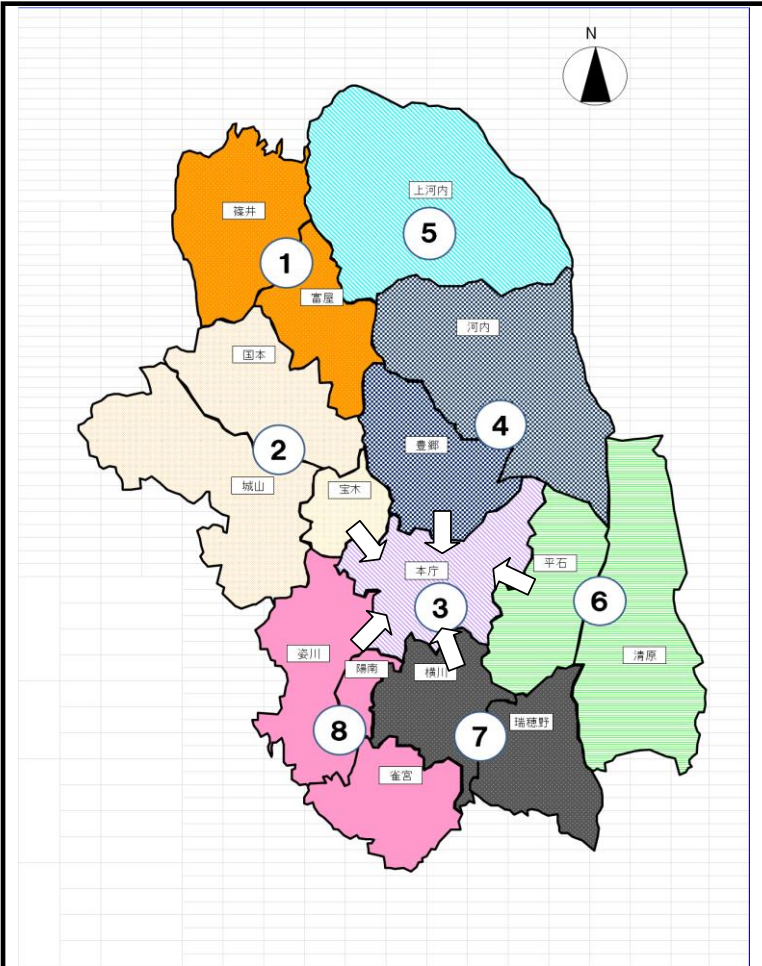


教育・保育提供区域の設定及び確保方策の考え方について 【概要】

項 目	区域設定	確保方策の考え方																
<p>●教育・保育施設 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所</p> <p>及び</p> <p>●地域型保育事業 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育</p>	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針に照らし、行政区の集約により区域設定を行うこととし、子どもや子育て家庭にきめ細かな教育・保育を提供するため、居宅からの移動を踏まえ設定 ○ 需給調整の判断基準となることから、施設利用のなされる範囲や区域内施設の利用率を十分に勘案 ○ 迅速かつ効率的・効果的な供給確保が可能となるよう、一定程度、既存施設が配置されていることが望ましいことから、これらのバランスのとれた区域を設定 <p>◆区域設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の移動範囲、既存施設の配置、区域内施設の利用率のバランスのとれた区域である。 ○ このため、区域の需給管理や供給確保が比較的行いやすく、中心部との互換性にも優れ（5区域が隣接）、様々な教育・保育ニーズに的確に対応できると考えられることから、<u>8区域とする</u>。 <div style="text-align: center;">  </div>	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度末までに待機児童解消を目指す ○ 既存の教育・保育施設の最大限の活用 ○ 地域型保育事業による対応を組み合わせ、供給体制を確保 ○ それでもなお、供給確保量が賅えない区域については、できるだけ効率的・効果的な手法を用いながら、教育・保育施設において量的拡大 <p style="text-align: center;">↓</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">区域の状況【現時点】</th> <th style="width: 20%;">区域の区分【現時点】</th> <th style="width: 50%;">区域ごとの供給確保の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域</td> <td>○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞穂野・横川）</td> <td>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考える区域</td> <td>○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）</td> <td>○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>すべての認定区分において供給確保が予測される区域</td> <td>○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）</td> <td>○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>◆供給体制確保のための支援の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度末までに待機児童解消を目指すにあたり、「待機児童解消加速化プラン」など国の支援策をより幅広く活用することにより、認定こども園への移行のための整備や、保育所の増築等に加え、保育所分園や小規模保育事業にかかる支援など、多様な確保方策に対応する。 ○ なお、区域ごとの具体的な募集数や補助の対象などは、これまでどおり事業者公募により明らかにするものとし、一定の応募期間を設けた後、対象の施設・事業に応じた審査を行い、支援を行う事業者を決定する。 		区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方	A	3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域	○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞穂野・横川）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)	B	3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考える区域	○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設	C	すべての認定区分において供給確保が予測される区域	○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）	○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行
	区域の状況【現時点】	区域の区分【現時点】	区域ごとの供給確保の考え方															
A	3号（0～2歳保育認定）が不足し、既存施設等での対応で確保することが難しいと考えられる区域	○本庁区域（本庁） ○東部区域（平石・清原） ○南東部区域（瑞穂野・横川）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設 (○ 教育・保育施設の新設を視野)															
B	3号が不足するが、既存施設等での対応で確保することが可能であると考える区域	○西部区域（国本・宝木・城山） ○北東部区域（豊郷・河内） ○南西部区域（姿川・陽南・雀宮）	○ 既存の教育・保育施設による認定こども園移行 ○ 認可外施設の認可施設移行 ○ 整備等による保育量拡大（保育所増築・分園等） ○ 小規模保育施設等の新設															
C	すべての認定区分において供給確保が予測される区域	○北西部区域（篠井・富屋） ○上河内区域（上河内）	○ 既存の幼稚園・保育所による認定こども園移行															
<p>●地域子ども・子育て支援事業 ・子育てサロン など (※需給調整の対象ではない。)</p>	<p>◆区域設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・保育提供区域（8区域）と同様とするもの 主に教育・保育施設で実施される事業であるものなど <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、利用者支援事業、一時預かり事業、時間外保育事業 ○ 小学校区（68区域）とするもの 事業の性格を踏まえた区域設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業） ○ 全市1区域とするもの 事業の性格上、区域割りが馴染まないもの <ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て短期支援事業、病児保育事業 	<p>◆基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援事業計画の計画期間内（H27～H31）での供給確保を目指す ○ それぞれの事業の特性や需給状況等を踏まえながら、既存施設の活用や類似事業の活用、関係機関等への働きかけ等により、効率的・効果的な確保に努める <p>[現体制で需要に対応できると見込まれる事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 妊婦健康診査、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）、養育支援訪問等事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、子育て短期支援事業 <p>[既存施設や類似事業の活用等により対応する事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子育てサロン（地域子育て支援拠点事業）、一時預かり事業（保育所型等・幼稚園型）、病児保育事業、時間外保育事業、利用者支援事業、子どもの家等事業（放課後児童健全育成事業） 																